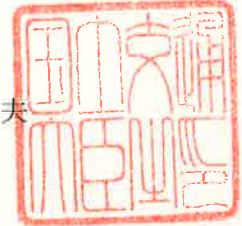


行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
代表理事 福田 健治 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和5年4月19日付けで請求され、同月21日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

ミャンマー ヤンゴン博物館跡地開発事業支援に係る認可申請添付資料(抜粋)

請求文書名:

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)のミャンマー・ヤンゴン博物館跡地再開発事業への認可にあたって、JOINから受領した、「海外交通・都市開発事業支援機構支援基準」のうち、「1(1)政策的意義」を満たしていることを記載した資料の抜粋。

2 不開示とした部分とその理由

なし

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示(閲覧又は写しの交付)を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時: この通知書を受け取った日から30日以内

(土・日曜日、祝日を除く。)(9:30~11:45、13:00~16:45)

場所: 国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階)

◇開示の手続き

- 1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。
- 2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出(郵送)してください。

- 1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」
- 2) 文書の郵送料(開示決定文書全ての郵送を希望した場合) :

定形外郵便 【紙】 50gまで 120円分の郵便切手
 【CD-R】 100gまで 140円分の郵便切手

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(3) 開示実施手数料

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を希望する 場合の基本額(a)	開示実施 手数料 (b)※
電磁的記録 1ファイル (用紙に出力 した場合、A4 用紙1枚) (内カラー 1枚)	①紙に出力したものの交付 (カラー含む)	当該文書カラー1枚につき20円、モノクロ1枚につき10円	20円	0円
	②用紙に出力したものの交付 (モノクロ)	用紙1枚につき10円を加えた額	10円	0円
	③電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、当該電磁的記録1ファイルごとに210円を加えた額	310円	10円

※ 開示実施手数料(b)・・・開示決定文書全ての開示の実施を希望する場合の基本額(a)－控除額(請求時に納付された開示請求手数料300円)

(4) その他

その他詳細は、同封の「説明事項」をご確認ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局 海外プロジェクト推進課
 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

〒100-8918
 東京都千代田区霞が関2-1-3
 TEL: 03-5253-8111 (代表)